

## 「犯罪被害給付金制度事務処理要領の改正案」に対する意見応募

氏名：木村 邦弘（特定非営利活動法人 さっぽろ犯罪被害者等援助センター 理事長）  
連絡先：〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 13 丁目 1 番地 90 ダイアパレス植物園Ⅲ901 号  
電話番号 090-2073-0831（携帯） 電子メール s.higaishaenjo2022@gmail.com  
件名：パブリックコメント（事務処理要領）

### <意見内容>

#### 1. 意見の主旨

本法については、以前から給付基礎額の算定の引き上げ等について要望しておりましたが、この度の改正案について歓迎するとともに、未解決又は対応不明の事項について意見を述べるものです。

#### 2. 意見・要望について

(1) 「改正案」は、刑法 39 条不起訴事案（医療観察法処遇）の被害者等に対しても当然適用されるものと理解しますが、都道府県の保護観察所等の申請窓口にも周知徹底するとともに、個別の被害者等への積極的な案内・広報を実施願います。

(2) この制度の最大の理不尽な問題点は、労働災害遺族年金等の公的給付を受けた場合、その差額を減額するもので、事実上犯罪給付金の受給を断念せざるを得ないことです。（10 年前の私の息子の場合、労災補償約 700 万円に対し、犯罪給付金は 320 万円で、結果的に申請を断念しました。）支給事由の異なる公的保障について相殺を行うべきではありません。今般の改正により給付額が逆転する可能性があります。その場合は不支給額が更に増大することになります。この理不尽な事態を回避するため公的保障制度との相殺は廃止すべきです。

(3) この犯罪給付金制度の本来の役割は、犯罪被害に遭った遺族等の被害者が、初期の段階で経済的・精神的苦痛を回復するための支援であり、できるだけ早急な給付が求められます。現状は数か月～1 年以上を有するケースが多く、経済的負担の大きい被害直後の葬儀等初期対応での支給を検討してほしい。